

小樽市の特別支援教育について

平成31年4月
小樽市教育委員会

〔特別支援教育の基本的な考え方〕

小樽市では、特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対して、自立や社会参加に向け、持てる力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じて多様な学びの場を用意しています。

多様な学びの場

○通常の学級

授業方法や教材を工夫して、授業を行います。

また、各学校の特別支援教育コーディネーターなどが中心となって、校内支援委員会で効果的な支援について検討し、その子に必要な支援を行います。

特別支援教育支援員による支援を行っている学校もあります。

○特別支援学級

障害の区分に応じて、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害及び自閉症・情緒障害学級があり、障害種ごとに、教員1人に対して最大8人の児童生徒に子どもの実態に応じた指導を行います。

小中学校に設置しています。

○通常の学級＋通級指導教室

普通の学習は在籍校で行い、週1～2時間程度（週8時間を限度として）、自校または他校の通級指導教室に通い、個別指導またはグループによる特別な指導を行います。

小樽市では稲穂小学校、潮見台小学校、朝里小学校、菁園中学校に設置しています。

○特別支援学校

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由の困難を克服し、自立を図るための学習を行う学校です。

小樽市近隣では北海道札幌視覚支援学校（視覚）、北海道札幌聾学校（聴覚）、北海道余市養護学校（知的）、北海道拓北養護学校（肢体不自由）、北海道手稲養護学校（肢体不自由・病弱）があります。

※特別支援学校への入学、特別支援学級への入級、通級指導教室の活用については、小樽市教育委員会の就学相談または教育相談を受け、適当と判断された場合となります。



担当は 小樽市教育委員会教育部学校教育支援室 指導グループ
電話 (0134) 32-4111 内線529
FAX (0134) 33-6608

〔小樽市教育支援委員会による相談〕

小樽市では教育委員会内に、医師、教職員、児童福祉関係職員等で構成される「小樽市教育支援委員会」を組織し、新入学児童や小中学生を対象にした相談を行っています。

就学相談（小学校に入学するお子さんを対象とした相談）

- 見え方や聞こえ方、身体の動き、発達や健康上の課題等で就学等に不安を抱えるお子さんについて就学相談を行っています。
- 「小樽市教育支援委員会」の委員が、お子さん、保護者と面談し、お子さんの日常生活の様子や入学にあたっての保護者の希望等をお聞きしたり、お子さんの発達の検査を行ったりします。
- 相談の内容をもとに、「小樽市教育支援委員会」で審議し、お子さんにとって望ましい学びの場と支援の内容を考えます。

【就学相談の流れ】

就学相談の申込み

「就学相談申込書」を教育委員会に提出してください。
教育委員会から保護者へ電話で連絡し、日程調整を行います。
※特別支援学校への入学を検討されている場合は、別に特別支援学校の教育相談が必要になります。

就学相談の実施

市内の小学校等を会場として、お子さんの日常生活の様子や入学にあたっての保護者の意向等をお聞きしたり、発達の検査を行ったりします。（およそ2時間ぐらいです。）

教育支援委員会

教育支援委員会において、就学相談面接の内容及び提出された資料をもとに望ましい学びの場や支援内容について審議します。

審議結果の連絡

教育支援委員会の審議結果を電話でお伝えします。
※審議結果を踏まえて、保護者に検討していただきます。

必要に応じて、小学校や通級指導教室の見学ができます。

就学先の決定

判断を踏まえた保護者の意向を確認して、学びの場を決定します。
※審議結果と異なる選択をされた場合は、入学後にお子さんの様子を見させていただきます。

入学式

教育相談（小中学校に在籍しているお子さんを対象とした相談）

- 学校生活を送る上で様々な困りを抱えているお子さんを対象に、教育相談を行っています。
- 学校からの要請及び保護者の申込により「小樽市教育支援委員会」の委員が訪問し、授業参観をしたり、保護者と面談し、日常生活の様子や困り等をお聞きしたり、お子さんの発達の検査を行ったりします。
- 児童生徒の発達上の傾向を踏まえた支援内容がわかる他、「特別支援学校」、「特別支援学級」、「通級指導教室」、「通常学級」といった判断が出ます。
※通級指導教室を活用しているお子さんの場合、審議結果によって通級指導教室の活用が継続できなくなる場合があるので、事前に担当までご相談ください。

【教育相談の流れ】

学校へ相談

お子さんの困りについて、通っている小中学校の特別支援教育コーディネーター、あるいは担任へ相談してください。
学校と話し合い、学校から校内での対応を勧められる場合があります。

教育相談の申込み

教育支援委員会による教育相談を希望される場合は、学校に「教育相談申込書」を提出してください。学校では「要請書」を作成し、併せて教育委員会に提出し、申込となります。
※日程については、学校を通じて連絡します。相談件数等により、申込より時間を要する場合があります。

教育相談の実施

保護者と面談を行い、お子さんの困りや日常生活の様子等を伺ったり、お子さんの授業中の様子を参観したり、必要に応じて検査を行います。

教育支援委員会

教育支援委員会において、面談や授業参観等をもとに望ましい環境や具体的な支援方法について審議します。

審議結果の連絡

審議結果を文書でお知らせします。
※審議結果を踏まえて、保護者に検討していただきます。
意向について、在籍の学校にお知らせください。

学びの場の決定 支援の開始

審議結果と異なる場合は、必要に応じてお子さんの様子を見させていただきます。

〔通級指導教室の御案内〕

通級指導教室とは

- 通級指導教室は、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、それぞれの困りや課題に合わせた支援・指導を受けられる教室です。
- 指導は、月に1回から週に数時間、授業時間中や放課後の時間に行われます。
- 授業時間中に行う場合も、在籍校では遅刻、早退、欠席の扱いになりません。
※通級指導教室で行われる指導は、授業と同じ扱いになります。
- 1対1の個別指導を基本に、グループ（小集団）による指導を行うことがあります。
- 通級指導教室の先生が、子どもたち一人一人の状態に合わせた「個別の指導計画」を作成し、在籍学級の担任や関係機関と協力して支援します。
- 小中学校の通常学級に在籍している子どもたちを対象としています。特別支援学級や特別支援学校に在籍している場合は、利用できません。

こんなことで困っていませんか？

- 発音がうまく言えなくて伝わりづらい
- ことばがなかなか増えない
- いいたいことをうまく話せない
- 聞こえにくさがある
- 相手の気持ちを考えずに行動してしまう
- 漢字を書く時に、形がうまくとれない
- 読み書きに難しさがある
- 読み取りに難しさがある
- 感情や行動のコントロールができない
- 一方的に話して、会話がかみあわない
- 注意集中に難しさがある
- 計算はできるけど文章題がわからないなど



通級指導教室では

【指導内容例】

- 正しい音を聞き分けたり、練習したりする
- 興味のもてる活動を通して、話すことへの意欲を高めたり、注意深く聞かせたりする
- カウンセリングを受けて緊張を和らげる、心理的な不安定さを軽くする
- パソコンの音声ソフトなどを使いながら読む練習をする
- 書くよりも、繰り返し読んだり仲間分けをしたりして漢字を覚える
- 学んだ知識やスキルを、グループ（小集団）学習でゲームや運動、創作活動に活かす
- 生活の中でトラブルが起こる場面を取り上げ、適切な対処を考える

など

